鹿児島県公報

令和3年4月30日(金)第204号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○歳入の徴収事務の委託
- ○救急病院等の認定(2件)
- ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定
- ○土地改良区の定款の変更の認可(2件)
- ○県営土地改良事業の換地計画の決定(2件)
- ○土地改良区の清算人の退任の届出
- ○基本測量の終了
- ○歳入の収納事務の委託 (4件)

(文化振興課取扱い) 1

- (保健医療福祉課取扱い) 1
 - (水産振興課取扱い) 2 (農地整備課取扱い) 2
 - (典型整件部系统)。
 - (農地整備課取扱い) 2
 - (農地整備課取扱い) 3
 - (監理課取扱い) 3
 - (建築課取扱い) 3
 - (交通規制課取扱い) 4

告 告

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

(会計課取扱い) 5

公安委員会規則

○警察法第78条第1項の規定により鹿児島県警察において無償使用をしている国有物品 の管理に関する規則の一部を改正する規則 (会計課取扱い)5

公安委員会公告

○警備業施設警備業務1級及び同2級検定実施公告

(生活安全企画課取扱い) 7

告示

鹿児島県告示第588号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務 を次のとおり委託した。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 歳入の種類

鹿児島県歴史・美術センター黎明館の設置及び管理に関する条例(昭和58年鹿児島県条例第6号)別表第1に定める入館料及び同条例第6条第2項の規定により知事が別に定める額の入館料

2 委託の相手方

鹿児島市住吉町1番3号

株式会社芙蓉商事

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鹿児島県告示第589号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の病院 を救急病院として認定した。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
三宅病院	鹿児島市谷山中央七丁目3番1号

2 認定の有効期限 令和6年5月11日

鹿児島県告示第590号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の病院 を救急病院として認定した。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病院の名称	所 在 地		
加治木温泉病院	姶良市加治木町木田4714番地		

 認定の有効期限 令和6年4月30日

鹿児島県告示第591号

南さつま市笠沙町片浦718番地 丸世大吉漁業生産組合組合長理事中尾雄作及び南さつま市 笠沙町片浦642番地 坂元治二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39 年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に 係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市笠沙片浦・大浦区域(南さつま市のうち笠沙町片浦谷山,小崎,魚路, 山神,野間池,岬及び太郎木場並びに笠沙町赤生木姥を除く地区並びに同市大浦町の 地区)
- 2 区分 雑魚定置漁業及び小型定置漁業

鹿児島県告示第592号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により,令和3年4月14日付けで 鹿児島市松元土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第593号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により,令和3年4月15日付けで 曽於東部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第594号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により,土地改良事業県営中山間地域総合整備(生産基盤型)志布志地区片野1換地区の換地計画を定めたので,関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
 - 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間

令和3年5月6日から同年6月2日まで

3 縦覧場所

志布志市役所産業建設課 志布志市有明支所耕地林務水産課 志布志市松山支所産業建設課

鹿児島県告示第595号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備(生産基盤型)志布志地区片野2換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
 - 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間

令和3年5月6日から同年6月2日まで

3 縦覧場所

志布志市役所産業建設課 志布志市有明支所耕地林務水産課

志布志市松山支所産業建設課

鹿児島県告示第596号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人上荒土地改良区の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

退任した清算人の氏名及び住所

肥田木幹雄 曽於市大隅町荒谷739番地

持留 忠義 志布志市有明町野神4409番地2

阿多 昭一 曽於市大隅町荒谷1395番地3

福島 優 曽於市大隅町荒谷1298番地2

九日 数美 曽於郡大崎町野方10267番地

本村 一男 曽於郡大崎町野方6286番地1

鹿児島県告示第597号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和2年3月23日鹿児島県告示第274号で告示した基本測量の実施は、令和3年3月31日終了した旨の通知があった。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第598号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務 を次のとおり委託した。 令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 歳入の種類

鹿児島市に存する県営住宅に係る住宅使用料

2 委託の相手方

鹿児島市新屋敷町16番228号

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鹿児島県告示第599号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務 を次のとおり委託した。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 歳入の種類

鹿児島市以外 (離島を除く。)に存する県営住宅に係る住宅使用料

2 委託の相手方

鹿児島市東開町3番地166

南和産業グループ 代表団体 株式会社南和産業

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鹿児島県告示第600号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務 を次のとおり委託した。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 歳入の種類

大島郡与論町に存する県営住宅に係る住宅使用料

2 委託の相手方

大島郡与論町茶花1418番地1

与論町

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鹿児島県告示第601号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務 を次のとおり委託した。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 歳入の種類

パーキング・メーター作動手数料

2 委託の相手方

鹿児島市新屋敷町26番地8

株式会社ガードシステム鹿児島

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成8年7月5日鹿児島県告示第1083号(政府調達に関する苦情の処理手続)8の規定により、令和2年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和3年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

公安委員会規則

警察法第78条第1項の規定により鹿児島県警察において無償使用をしている国有物品の管理 に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月30日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第18号

警察法第78条第1項の規定により鹿児島県警察において無償使用をしている国有物品の管理に関する規則の一部を改正する規則

警察法第78条第1項の規定により鹿児島県警察において無償使用をしている国有物品の管理に関する規則(昭和39年鹿児島県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「使用職員は、物品の供用を受けた」を「使用職員に物品を供用した」に、「押印し物品を受領したことを証明する」を「使用者名を記載し、使用者を明らかにする」に 改める。

第22条中「記名して押印し」を「記名し」に,「記名して押印する」を「記名する」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「⑩」を削る。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式(第12条関係)

物 品 保 管 書							
品目			規格				
保 管 者	受	領	返	れ	V >	使用	
(使用職員)	年 月 日	数量	年月日	数量	供用員氏名	数量	

別記第7号様式から別記第11号様式までの規定中「圓」を削る。

鹿児島県公報

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式(第20条関係)

点検実施結果表

期	別	点検実施年月日	点検者署名	結	果
~~~~~					

別記第15号様式中「圓」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の警察法第78条の第1項の規定により鹿児島県警察において無償使用をしている国有物品の管理に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

# 公安委員会公告

警備業施設警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和3年4月30日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 検定の種別及び級の区分
  - (1) 施設警備業務1級
  - (2) 施設警備業務2級
- 2 検定の実施日時,実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時
    - ア 施設警備業務1級

令和3年8月5日(木)午前9時から午後5時まで

イ 施設警備業務2級

令和3年8月4日(水)午前9時から午後5時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町10番1号)

(3) 受検定員

いずれの検定も30人(宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。)

- 3 検定の受検資格
  - (1) 施設警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者の うち、次のいずれかに該当する者

- ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規 則」という。)第8条第1号に該当する者
- イ 検定規則第8条第2号に該当する者として,都道府県公安委員会から施設警備業務に 係る1級検定受検資格認定書の交付を受けた者

(2) 施設警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者

- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 施設警備業務1級
    - ア 学科試験
      - (ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
      - (イ) 法令に関すること。
      - (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
      - (五) 施設警備業務の管理に関すること。
      - (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 施設警備業務2級
  - ア 学科試験
    - (ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
    - (イ) 法令に関すること。
    - (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - (コ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア期間

令和3年5月24日(月)から同年6月4日(金)まで(県の休日を除く。)

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

- (2) 提出書類
  - ア 施設警備業務1級
    - (ア) 検定規則において規定する検定申請書 (別記様式第1号。以下「検定申請書」という。) 1通
    - (イ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真で,その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
    - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面(県内に居住する場合に限る。) 1通
    - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面(県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通
    - (オ) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後,施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(3の(1)のアに該当する場合に限る。) 1通
    - (カ) 施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し(3 の(1)のイに該当する場合に限る。) 1 通
  - イ 施設警備業務2級
    - (ア) 検定申請書 1通
    - (イ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真で,その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
    - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面(県内に居住する場合に限る。) 1通

- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面(県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通
- (3) 申請先及び申請方法

## ア 申請先

受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

#### イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること(受検者本人以外による申請,郵送等による申請は認めない。)。

#### 6 検定手数料

16,000円(16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。) なお,検定申請書を受け付けた後は,検定手数料は返還しない。

#### 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお,実技試験においても,合格点に達しないことが明らかになった場合は,その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し,以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期又は中止する場合がある。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110 (内線3032・3033)